

## 矢板市子どもの居場所づくり事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市児童の健やかな成長を促し安心して暮らせるよう、地域の支え合い体制づくりを推進するため、子どもの居場所づくり事業（ぽけっとサロン事業）実施者への支援として、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 矢板市内に主たる活動の場があること。
- (2) 子どもの居場所づくり事業（ぽけっとサロン事業）を実施できる団体で、市長が適当と認める者
- (3) 子どもの居場所づくり事業（ぽけっとサロン事業）を継続して実施するための物的能力及び人的能力を有すること。
- (4) 会則、規則その他組織及び運営に関する規程を定めていること。
- (5) 政治的活動又は宗教的活動を目的としないこと。
- (6) 矢板市暴力団排除条例（平成24年矢板市条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する子どもの居場所づくり事業とする。

- (1) 児童その他支援の必要な者が、楽しく集うための居場所づくり事業
- (2) 児童その他支援の必要な者が、地域で安心して生活できるための情報を発信する事業

- (3) 年間50日以上実施し、かつ、1日当たりの実施時間が4時間以上であること。
- (4) 市長が適当と認める市内の施設等において実施すること。
- (5) 常駐の責任者及び1名以上の補助員を配置すること。
- (6) 住民の理解と協力を得られる地域で実施すること。
- (7) 利用料を徴収しないこと。ただし、食事の提供に要する費用その他の低廉な実費の徴収については、この限りでない。
- (8) 食事の提供を行う場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の規定により、栃木県知事の許可を得ること。
- (9) 営利を目的とした事業でないこと。
- (10) 政治的活動又は宗教的活動でないこと。

2 前項第1号の規定による補助事業は、矢板市内に住所を有し、原則として18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過しない者を対象として行うものとする。ただし、地域の多世代交流の推進、子どもの居場所づくり事業を利用する子どもの心情その他の事情に配慮し、地域の高齢者、子どもの保護者等を対象とすることができる。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の総額から補助事業の実施に係る収入を差し引いた額以内の額とする。ただし、限度額は年額10万円とし予算の範囲内で交付する。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 補助金は、他の補助事業と重複してはならない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業を実施した月の翌月10日までに月例報告書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第8号）
- (2) 事業収支決算書（別記様式第9号）
- (3) 現金出納簿（別記様式第10号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条第2項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書

(別記様式第11号)により、交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(別記様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(交付の特例)

第10条 交付決定者は、補助事業の遂行のために必要があるときは、概算払による補助金の交付を受けることができる。

2 交付決定者は、前項の規定により概算払による補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払交付請求書(別記様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、交付決定者が補助金を他の用途に使用したとき、その他補助金の交付の決定の内容に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月24日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	経費の内訳
子どもの居場所づくり事業の実施に要する経費	教材費、食糧費（食材費）、消耗品費、備品購入費、光熱水費、会場使用料、広告料、印刷製本費、報償費（ボランティア、外部講師等）、通信運搬費（電話代及び郵便料金に限る。）、保険料、食品衛生責任者養成講習会受講料その他市長が必要と認める経費

備考

- 1 備品購入費は、1万円以上の物品の購入費に限るものとする。
- 2 保険料は、補助金の交付の申請をした日の属する年度の3月31日までの間に提供した食事に起因する食中毒等の事故及び遊び等の活動に伴う事故を補償するために加入した保険の額とする。
- 3 食品衛生責任者養成講習会受講料は、1団体当たり2人までを対象とする。